### 社会的養育関係の議論の状況

平成29年1月13日(金)

### 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日公布)の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、 児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親 委託の推進等の所要の措置を講ずる。

### 改正の概要

※【】内は施行日

【公布日(6月3日)】

### <u>1. 児童福祉法の理念の明確化等</u>

- (1)児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2)国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3)国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1)市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。【H29.4】
- (2)支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。【H28. 10】
- (3)国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。【公布日(6月3日)】

### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1)市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。【H29.4】
- (2)市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。【H29.4】
- (3)政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。【H29.4】
- (4)都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、 弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。【H28. 10】
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。【H28. 10】

### 4. 被虐待児童への自立支援

- (2)都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。【H29.4】
- (3)養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。【H29.4】
- (4)自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。【H29.4】

### (検討規定等)

- 〇施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 〇施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 〇施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

### 改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和22年の制度創設以来の抜本的な改正をした改正児童福祉法等の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。更に、改正児童福祉法等の進捗状況を把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するために、平成28年7月以降、以下の4つの検討会、ワーキンググループを開催する。

### 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年7月29日から<u>厚生労働大臣の下</u>で検討開始 【検討事項】

- ①改正法の進捗状況把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰。
- ②改正法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿。
- ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを 踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤②~④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方。
- ⑥法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳 以上(年齢延長の場合は20歳)の者に対する支援の在り方。

### 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁 組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年7月25日から<u>法務省、最高裁判所の協力を得て</u>検討開始。 【検討事項】

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方。

### 子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

平成28年7月29日から検討開始

### 【検討事項】

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け必要な事項 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制 の情報収集・分析・検証、児童福祉司等が受講する研 修又は任用前講習会のガイドライン策定 等
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人 材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うこ とが必要な事項

児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告のあり方及び児童相談所の業務のあり方等)に向けた更なる方策等

### 市区町村の支援業務のあり方に関するWG

平成28年8月8日から検討開始

### 【検討事項】

- ①児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能の あり方、推進方策

### 各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

第7回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年12月28日

資料1

### 新たな社会的養育の 在り方に関する検討会

座 長: 奥山 眞紀子 座長代理: 松本 伊智朗

### 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の 在り方に関する検討会

「座長:吉田恒雄

### 子ども家庭福祉人材の 専門性確保WG

座 長:山縣 文治 座長代理:西澤 哲

### 市区町村の支援業務の あり方に関する検討WG

´座 長:松本 伊智朗 座長代理:井上 登生

### 平成28年

### 第1回:7月29日(金)

- ・検討会の開催について
- ・意見交換

### 第2回:9月16日(金)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・法改正後の進捗状況
- ・関係団体ヒアリング

### 第3回:10月7日(金)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・法改正後の進捗状況
- ・個別の論点についての議論
- ・関係団体等ヒアリング

### 第4回:10月21日(金)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・個別の論点についての議論
- ・関係団体等ヒアリング

### 第5回:11月18日(金)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・法改正後の進捗状況
- ・個別の論点についての議論

### 第6回:11月30日(水)

- ・関係団体等ヒアリング(追加)
- ・各検討会・WGの開催状況
- ・個別の論点についての議論

### 第7回:12月28日(水)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・法改正後の進捗状況
- ・個別の論点についての議論

### 第1回:7月25日(月)

- ・検討会の開催について
- ・意見交換

### 第2回:8月31日(水)

- ・第1回検討会におけるご指摘事 項等について
- ・児童相談所への調査項目(案)について
- ・関係団体、有識者ヒアリング

### 第3回:9月26日(月)

・論点ごとの議論

### 第4回:10月14日(金)

- ・調査結果に基づく争点整理
- ・論点ごとの議論

### 第5回:10月31日(月)

・論点ごとの議論

### 第6回:11月14日(月)

・論点ごとの議論

### 第7回:11月28日(月)

・論点ごとの議論

### 第8回:12月12日(月)

・児童虐待対応における司法関与 の在り方について(これまでの 議論の整理)(案)

### 第9回:12月26日(月)

- ・特別養子縁組に関する議論
- ・有識者等ヒアリング

### 第1回:7月29日(金)

- ・WGの開催について
- ・意見交換

### 第2回:9月2日(金)

・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について

### 第3回:10月7日(金)

- ・研修カリキュラム(たたき台) 等について
- (児童福祉司任用後研修、児童福祉司 任用前講習会)
- ・到達目標等について

(児童福祉司スーパーバイザー研修、 要対協調整機関専門職研修)

### 第4回:12月9日(金)

- ・研修カリキュラム(案)等について(要対協調整機関専門職研修)
- ・児童福祉司等の義務研修等の骨 子案について
- ・共通アセスメントツールについて

### 12月~

告示・通知等の作成作業

### 第1回:8月8日(月)

- ・WGの開催について
- ・意見交換

### 第2回:9月16日(金)

- ・今後の進め方のイメージ共有
- ・論点整理の確認
- ・支援拠点の機能のあり方

### 第3回:10月21日(金)

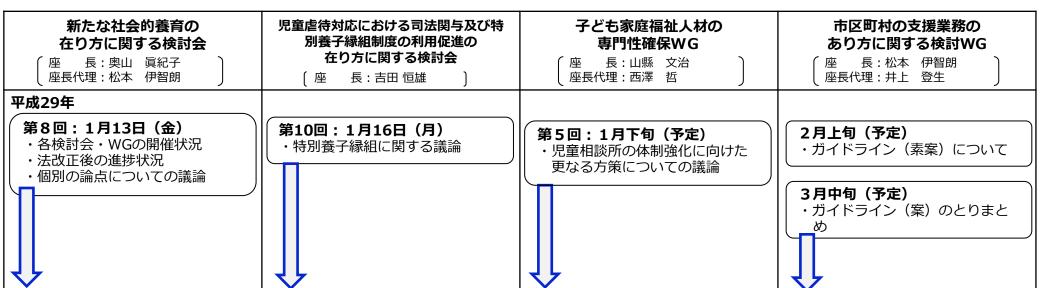
- ・運営指針(たたき台)について
- 意見交換

### 第4回:11月30日(水)

- ・運営指針(素案)について
- ・ガイドライン検討事項骨子(案) 等について
- ・共通アセスメントツールについて

### 第5回:12月21日(水)

- ・運営指針(案)のとりまとめ
- ・ガイドライン検討事項(案)に ついて
- ・共通アセスメントツールについて



	第1回 新た
平成28年7月29日	新たな社会的養育の在り方に関する検討会
資料1	

# 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の開催について

### 1. 凄呵

難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それ の良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされている。 が適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなど やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困 法律第63号)により新設された児童福祉法第3条の2において、児童が家庭において健 年5月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年

委員会の報告(提言)において社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組み の整備が必要とされており、具体的な制度の検討について言及されている。 また、平成 28年3月に取りまとめられた新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門

把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつ 護の課題と将来像」(平成 23年7月)を全面的に見直す。 つ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養 このため、厚生労働大臣の下に検討会を開催し、改正児童福祉法等の進捗状況

# 2. 検討事項

来像」(平成 次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将 23 年 7 月)を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示

- (1)改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実 現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- (N 改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用 の整理・定義の明確化
- (3)(2)を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- 4 里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育 体系の再編
- (5)(2)~(4)を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- (6)児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上(年齢延 長の場合は 20 歳)の者に対する支援の在り方

# 3. 構成等

- (1)構成員は、別紙のとおり。
- (2)座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

## 4. 運営

- (1)厚生労働大臣が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (2)庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において行う。
- (3)原則として公開とする。

6

新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

相澤 仁 大分大学福祉健康科学部 教授

井上 登生 医療法人井上小児科医院 院長

0 聚日 真紀子 国立研究開発法人国立成育医療研究センター **则院** 板、

こころの診療部長

加賀美 尤祥 社会福祉法人山梨立正光生園 理事長

山梨県立大学人間福祉学部 特任教授

上鹿渡 和宏 長野大学社会福祉学部 准教授

福田 規子 社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長

伊達 直利 社会福祉法人旭児童ホーム 理事長

西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部 教授

林 浩康 日本女子大学人間社会学部 教授

藤林 武史 福岡市こども総合相談センター 所長

0 松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院 教授

上線 文治 関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎:座長、○:座長代理

(合計12名)

# 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度 利用促進の在り方に関す る検討会の開催について 9

# 1. 機圖

講ず **から、** 成 態を勘案し めの措置に 28 年法律第 63 号) 平成 28 97 ل⁄ـ ر۱ 特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、 しし検討し、 係る手続における裁判所の とされており、 G 囯 27 门 田 附則第2 必要な措置を講ず 成小 同条第 条第1項では、 た「児童福祉法等の 2項では、 関与の在り方に LI Ø 要保護児童を適切に保護す 児童の福祉の増進を図る観点 ۴ とされている。 一部を改正する法律」(平 、とこの 必要な措置を 引 童虐 るた 9

閣議決定)においても位置付けられている。 また、 同様の内容が「コッポソー 瘾 総活躍 Ji <u>٧</u> (平成 28 年 **ග** 田 2 Ш

開催 र्ज がら 9У 14 龆 Ņ 上記各事項に こり イ調査 換討 14 疒 JI た 8 ₩ 被討 14

# 2. 構成等

- (1) 検討会構成員は、別紙のとおりとする。
- (2)検討会には座長を置く。
- (<u>a</u>) とができ 検討会は 座長が必要があ В  $\sim$ 뻻 B В  $\wedge$ きは、 関係 桝 の参 当を 求め В ſI
- 4 検討会は、 者等の参集を求めて開催す 厚生労働省雇用均等 引 丰 火 窟 画 埘 ダ 学識経験者 及
- ഗ 検討会の庶務は、 雇用均等 児童 家庭局総務課が行 U
- ※ 関係省等:法務省、最高裁判所

# 3. 主な検討事項

- $\widehat{\phantom{a}}$  $\smile$ 与の在り 要保護児 丰 *H*Y 滷 に切け 保護す В 7 めの措置に 庺 В 手続 11 なけれ В 裁判所の関
- $\widehat{\mathbf{S}}$ 七 児童の福祉の増進を 区 В 蝕 泗 ダ 5, の特別養子縁組制度の利用促進の在 ے

# 4. その街

検討会は原則公開とする

8

# 引 童虐待対応におけ る司法関与 及び特別養子縁組 |制度の

利用促進の在り方に関す る検討会 構成 逥 枌 綖

(五十音順、〇座長、敬称略)

驱 兼枝 4 公益社団法人家庭養護促進協会理

金子 按思 十 葉大学大学院専門法務研究科教授

┢ 鹿渡 和宏 長野大学社 会福祉学部准教授 医野

久 保 健二 福岡市 ſ١ ども総合相談センタ 誤長 弁護士

久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授

杉山 悦子 一橋大学大学院法学研究科准教授

床谷 文雄 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

林 浩康 日本女子大学人間社会学部教授

藤林 財史 益 阻出 ſ١ ٧. も総合相談センター ·所康

峯本 耕治 弁護士 (長野総合法律事務所)

森口 千晶 一橋大学経済研究所教授

田田 | |-|  $\forall$ 뻻 紀 N N P 〇法人チャイルド V A K トジャパン理事 神 医超

<del>|</del> 恒雄 社会福祉法人恩賜財団母子愛 榅 似 愛育研究所 客員研究 逥

横田 光平 同志社大学司法研究科教授

吉田 彩 東京家庭裁判所判事

吉田 恒雄 駿河台大学学長

0

ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」の開催について

を位置付けるとともに、児童福祉司等については国が定める基準に適合する研修等を受講するもしくは修了することを義務付けたところである。 8年法律第6  $\Omega$ 3号) 田 2 7日に成立した では、児童相談所の体制強化を図る観点から、 月月 童福祉法等の一 部を改正 9 専門職の配置 律」(平成

計を行う。 ガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検 て構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修の これらの点を踏まえ、 児童福祉司等に義務付ける研修の内容 • 実施体制等に 5

### $\aleph$ 検討事項

次に掲げ る事項を中心として作業等を行う。

- 事項 平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進める 1 とが必要な
- 地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証
- 以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等%
- スーパーバイザーを含む児童福祉司
- て任用する場合の者 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した \* R 董福祉司  $rac{1}{2}$  $\subset$
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職
- 研修科目・時間 (講義・実習) 研修の実施体制、研修方法などの策定 、保有資格に応じた科目免除の内容、 講師の選 定 拱
- 9 ついて十分な検討を行うことが必要な事項 児童相談所等における将来的な専門職のあり方、 人材育成等専門性の向上等に
- $\bigcirc$ 支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等) た更なる方策 児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、 中核市・特別区におけ に向け る設置
- $\bigcirc$ の方策 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図 (専門性を担保するための資格に関する検討を含む) Ø
- $\odot$ 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

### ယ · 構成等

- (1)
- 構成員は、別紙のとおり。
  座長は、必要に応じ意見を聴取するため、 関係者を招聘する (1  $rac{1}{2}$ がな

### 4. 運河

- (1)て開催する。 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、 学識経験者及び実務者等の 参集を求め
- 庶務は、 厚生労働省雇用均等 児童家庭局総務課において 行 ٧V
- 原則と て公開と ب ا ا ا ا

# 4 $\mathcal{L}$ Œ 家庭福祉人材の専門性確保ワ # ングガルー プ構成員名 簓

五十音順、敬称略)

相澤 仁 大分大学福祉健康科学部 教授

汝兴 計 西南 学院大学人間科学部社会福祉学科 教校

衣斐 哲臣 和歌山大学教職大学院 教授

奥山 河湾 4 国立研究開発法人国立成育医療研究セ / K 副院長

こころの診療部長

| 一 桊 東京都児童相談セ ンタ 児童福祉相談担 账 票录

坂人 葛飾区子育 Y 支援部子  $\mathcal{C}$ も家庭支援 誤  $\mathbb{H}$ 查

笹三 奈良県中央 1  $\mathcal{L}$ Œ 家庭相談七 (, K 更更

路米 亭 静岡県健康福祉部こ  $\mathcal{L}$ も未来局 1  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ も家庭課 1 も家庭班

副班長

田 ¥  $\mathcal{L}$ 5 横浜市 1  $\cap \zeta$ も青少年局 哲当 部城市

横浜市中央児童相談所 医務担当課長

型澤 캗 山梨県立大学人間福祉学部 教技

東京都立小児総合医療セ

(

副院長

 $\bigcirc$ 

田

캗

藤林 料 猫蹬 <u>∃</u> ( Y  $\mathcal{L}$ 慾 合相談と (  $\not \Sigma$ 用质

増沢 파 :福祉法 人横浜博萌会 41  $\mathcal{L}$ もの虹情報研修セ  $\langle \cdot \rangle$ K

研修部長

\* 安理子 枚方市子  $\mathcal{C}$  $\mathbb{C}^{+}$ 総合相談七 (  $\not \Sigma$ 家庭児童相談担 出票质

温温 文浴 関西大学 人間健康学部人間健康学科 数域

 $\bigcirc$ 

田田  $\mathbb{K}$ 4 悶定 N P O法人チャイルドファ  $\mathcal{V}$ トジャパン 理事長

H H 恒雄 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 奒 員研究員

◎:座長、○:座長代理

(合計17名)

「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググルー 7 の開催について

# 

年法律第 63 号) 児童虐待の発生予防等を図る 児童への在宅支援を中心とした、 な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった 平成 28 年 5 月 27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」 では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務とし ( 1 とされている。 身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、 (平成 28 て、身近

村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。 のため、 標記ワ ーキンググル ープを開催し、 改正児童福祉法を踏まえた市区町

# 2. 検討事項

次に掲げる事項を中心として調査・検討を行う

- (1) 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進
- (2) 市区町村が虐待対応の具体的な支援業務 相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等)を適切に行うため に必要な支援方策 (ガイドライン) や専門人材の養成及び確保方策 (要支援児童等の情報提供、 児童
- (3)要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化
- (4) 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

# 3. 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおり。
- (2) 座長は、 必要に応 じ意見を聴取するため、 関係者を招聘する 1 とができ

# 4. 運 営

- 求めて開催する。 厚生労働省雇用均等· 児童家庭局長が、 学識経験者及び実務者等の参
- $\widehat{2}$ )庶務は、 厚生労働省雇用均等· 児童家庭局総務課虐待防止対策推進室におい
- (3) 原則として公開とする。

市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワー ーキンググル -プ構成員名簿

(五十音順、敬称略)

安部 基準 西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授

〇井上 登生 医療法人井上小児科医院 院長

奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長

奥山 **順紀子** 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長

こころの診療部長

加賀美 尤祥 社会福祉法人山梨立正光生園 理事長

山梨県立大学人間福祉学部 特任教授

加藤 上翻 流通科学大学人間社会学部人間健康学科 教授

後藤 慎司 大分県立二豊学園 園長

北村

充

愛知県豊橋市こども未来部こども家庭課主査

佐伯 浴子 三鷹市子ども政策部子育て支援課婦人相談員・母子父子自立

支援員

新澤 拓治 社会福祉法人雲柱社

鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部 准教授

高热 絵里子 北海道中標津町町民生活部子育 て支援室長

◎松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院 教授

料品 みどり 渋谷区保健所幡ヶ谷保健相談所保健指導主査

渡辺 好恵 さいたま市高等看護学院主幹兼専任教員

◎:座長、○:座長代理

(合計15名)

# 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成 58 年 15 月 16 日公布)の概要

### 舥 総則

- 四
- 養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
- 業務の適正な運営を確保するための規制
- 促進 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、 民間あっせん機関による<u>適正な養子縁組のあっせんの</u>
- 児童の福祉の増進

# 定義

「民間あっせん機関」: 許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者 「養子縁組のあっせん」:養親希望者と 18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんするこ  $\sim$ 

# [1] 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- $\bigcirc$
- 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。 :**間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力、 五 個人情報の取扱い**

딤 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力、

# 舵||| 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うこ 7 、といり、

これまで) 第二種社会福祉事業の届出→(新法)許可制度を導入

帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。 許可基準(営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等)、 手数料、

# 舥 Ìή 養子縁組のあっせんに係る業務

- 相談支援
- 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等
- [1] 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者 (研修の修了の義務付け等)
- **児童の父母等の同意** (養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意 (同時取得可))
- 四五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育
- 大七 縁組成立前養育
- 養子縁組の成否等の確認
- >縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置
- ጟ 都道府県知事への報告(あっせんの各段階における報告義務)
- +養子縁組の成立後の支援、 養親希望者等への情報の提供
- 秘密を守る義務等、 十 川 養子縁組あ っせん責任者

### 第四 雑则

- (厚生労働大臣が定める) 指針
- 10 11 (都道府県知事から民間あっせん機関に対する) 指導及び助言、 機品 及び検査
- (国・地方公共団体による) **養子縁組のあっせんに係る制度の周知**

### 第五 뺄

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について 罰則を規定

### 第六 40句

施行期 日(原則公布の Ш から  $\mathcal{O}$ 年以内)、 経過措 圃 筷 맨

### 許可制度導入後の民間あつせん機関による養子縁組あつせんの仕組み(大まかなイメージ)

